

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与の引下げに準じて引き下げる。
- 二、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、内閣総理大臣等の六月期の期末手当の額の改定については、平成二十二年四月一日から施行する。